

法人インターネットバンキングサービス諸届依頼書

宮崎第一信用金庫 御中（取扱店 ）

申 込 日		
年	月	日

法人インターネットバンキングサービスについて、以下の処理を依頼します。
なお、本件に関しては、私がその責に任じ、貴金庫にはご迷惑をかけません。

ご依頼人	おところ	(TEL) ()						代表口座 お届け印	
	おなまえ								
	代表口座番号	科目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号					

来店者	おなまえ	名義人さま とのご関係	☐ 代表者 ☐ その他 ☐ 経理担当 ()
-----	------	----------------	--

1. 契約者ID

契約者ID (11桁) (利用者番号)										
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 依頼処理内容

区分	○印	処理依頼内容	説 明
利用再開		暗証番号ロック解除	管理者の暗証番号がロックした場合
		口座確認超過解除 ※1	口座確認を規定回数以上行い取引禁止となった場合
		取引禁止解除	ファイルアクセスキーエラー等で取引禁止となった場合
		一時取引停止解除（お客様カード発見）	お客様カードを発見し、一時取引停止を解除する場合
		一時取引停止解除（お客様任意）	一時取引停止を解除する場合
利用停止		一時取引停止（お客様カード紛失）	お客様カード紛失時に取引を一時停止する場合
		一時取引停止（お客様任意）	お客様任意の事由により取引を一時停止する場合
その他		電子証明書再発行	管理者の電子証明書再発行を行う場合
		専用USB発行 (個) ※2	専用USBの追加発行または毀損等により再発行をする場合
		ハードウェアトークン発行 (個) ※2	トークンの追加発行または毀損等により再発行をする場合
		お客様カード再発行 ※2	お客様カードを再発行する場合

----- 【金庫使用欄】 -----

顔写真付きの本人確認書類にて本人確認を行ったうえで受付け、印鑑照合・検印を行い原本を業務部へ送付する。
至急扱いの場合はデスクネットです送付後、業務部へ電話連絡する。（FAXでの送付は禁止する）
※1 口座確認取引回数が10回で取引停止となるので、営業店で回収クリアOPを行う。
《営業店処理》1.OP「20-460」で「口座確認取引回数」の確認を行う。
2.口座確認回数クリアを行う。OP「10-174」 処理区分「3」
3.オペレーション終了後、依頼書原本を業務部へ送付する。
※2 別途発行手数料がかかります。

来店者の確認方法	確認者印	業務部		営業店		
		検印	係印	検印	印鑑照合	係印
☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()						